



新型コロナウイルス感染症 経営相談窓口設置

新型コロナウイルス感染症について、島根県で感染者が相次いで確認され、お隣の広島県でも多くの感染者が確認されています。感染予防対策の観点から、『マスク・手洗い・うがい』はもちろん、①密閉空間②密集場所③密集場面のいわゆる「3密」を避けることを徹底する対応が国を挙げて啓発されています。

当商工会地域においても、各方面において売上減少や、材料供給の遅延など、多大な影響が出ています。そこで、商工会ではこの状況を踏まえ、経営相談窓口を設置しました。今後、国や県において更なる支援策が出されることが予想されますが、現時点で発表されている支援施策の一部を紹介します。

【国緊急対策資金】

『新型コロナ対策マル経資金』

○対象者

売上高が、新型コロナウイルスの影響により、前年又は前々年同月に比して5%以上減少した小規模事業者。

○融資限度 1,000万円 ※現時点(4/24)では一般のマル経と別枠、借換不可。

○金利 当初3年間 0.31% 3年経過後 1.21% (令和2年4月1日現在)
※現時点では、特別利子補給制度はありません。

○用途期間 設備10年以内(据置4年)
運転7年以内(据置3年)

○取扱期間 令和2年3月17日～

『新型コロナ感染症特別貸付』

○対象者

売上高が、新型コロナウイルスの影響により、前年又は前々年同月に比して5%以上減少した中小企業者。(※業歴が3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合は特例があります。)

○融資限度 6,000万円 ※借換が可能です。

○金利 3,000万円以内 当初3年間0.46%～0.65% 3年後1.36%
3,000万円以上 1.36%～1.55%
※返済期間によって適用金利が変わります。

※3,000万円以内の当初3年間は、特別利子補給制度があります。

○用途期間 設備20年以内(据置5年)
運転15年以内(据置5年)

県緊急『新型コロナウイルス感染症対策資金』

○対象者

新型コロナウイルスの影響により売上高等が、前年同月に比して20%以上減少かつ、その後2カ月間を含む3か月間が前年同月に比して20%以上減少が見込まれる中小企業。

※市町村による『セーフティーネット保証4号』認定が必要。

○融資限度 8,000万円 ※借換不可

○金利 1.10% ※責任共有対象外

○保証料 年0.40%~0.71%

○使用用途 運転資金 設備資金

○融資期間 12年以内
(据置3年以内を含む)

○取扱期間 令和2年3月9日~6月1日



【雇用調整助成金】

業績が悪化し、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、従業員に対して一時的に休業、教育訓練や出向を行い労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。この助成金の特例措置として、新型コロナウイルス感染症の影響を受け事業活動の縮小を余儀なくされた事業所も対象となっています。

助成金の申請については、令和2年1月24日以降の事後提出が認められ、令和2年6月30日まで可能になっています。また、生産指標の確認要件が1カ月5%以上の低下となっています。

○助成額

休業を実施した場合の助成額は、次の①と②を乗じた額です。

①休業を実施した場合に支払った休業手当に相当する額

×

②助成率：中小企業 4/5 ※解雇などを行わない場合は 9/10

【新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休校等に伴う保護者の休暇取得支援について】

労働基準法上の年次有給休暇とは別に、有給の特別休暇等を取得させた事業主に対し、休暇中に支払った賃金相当額に応じた助成金(上限：8,330円)を支給するものです。

○対象者

- ・臨時休校した小学校等に通う子の保護者
 - ・風邪症状など新型コロナウイルスに感染した恐れのある、小学校等に通う子の保護者
- また、特別休暇の規定整備に要する経費への新たな助成制度も国により設けられる見込みです。

○申請期限 令和2年3月18日~6月30日

また、引き続き、追加措置が発表される予定ですので、詳細は商工会へお問い合わせください!



商工会からのお知らせです

労働保険の年度更新について

算定基礎賃金等の報告書を送付しておりますので、ご記入頂き 5/15 (金) までに
商工会までご提出をお願い致します。

- ◇労災保険はパート、アルバイトの方も対象です。
- ◇雇用保険被保険者が正しく登録されているか、併せてご確認ください。
ご不明点はお気軽にお問い合わせください。



注目!

高年齢被保険者（65歳以上）の保険料徴収が始まります！

保険年度の初日（4月1日）において64歳以上の人にかかる雇用保険料は今までは免除されていましたが、令和2年度（令和2年4月1日）より、保険料の徴収を行うこととなります。

令2年度からは、すべての従業員の方が、労働保険料の算定の対象となりますので、労働保険の年度更新時の令2年度の賃金見込み額算定の際は、お気おつけください。

なお、令和2年度の労災保険料率及び雇用保険料率の変更はありません。



お困りごと解消！専門家を派遣します！

「センスのいいパッケージ作りしたいけど、誰か良いアイディアないかな・・・」

「せっかく改装するんなら、モダンな店にしたい！でも誰に相談しようか・・・」

「今の就業規則を変えて、若者の採用を目指したい！けどどうしたらいいの・・・？」

このような皆様の『お困りごと』を解消するプロフェッショナルを無料で派遣します！

まずは今の悩みを私達にご相談ください！お悩みに合わせた専門家を派遣いたします！

実施できる枠には限りがあります！お早めにご相談ください！



お問い合わせは、お近くの商工会窓口へ

青年部活動報告



4月24日（金）に「令和2年度邑南町商工会青年部通常総会」を開催予定でしたが、新型コロナウイルスの感染拡大防止という観点から書面決議で行いました。事前に議案書を青年部各位に発送し、書面決議にて採択を行った結果、第1号議案・第2号議案共に過半数以上の承認があり議案承認となりました。

☆議案☆

第1号議案 令和元年度事業報告並びに収支決算報告の承認について
……承認されました。

第2号議案 令和2年度事業計画（案）並びに収支予算書（案）の承認について
……承認されました。



本年度は、新型コロナウイルスの影響で会議やイベントが中止や延期となり、今後の予定も不透明ですが、新型コロナウイルス問題が終息後は、商工会、役場、しごとづくりセンター、他地区の商工会青年部など、たくさんの団体との交流を深めていきたいと思えます。

邑南町を盛り上げていく為に、様々なことに挑戦していけるよう取り組んでいきたいと考えております。そして何事にも失敗を恐れずに、決して後退することなく部員全員で力を合わせて共に前へ進んでいきます。皆さんよろしくお願いいたします。

最後に上林伸二さんが青年部での長年の活動を評価され石東ブロックを代表して島根県商工会青年部連合会会長より感謝状を贈呈されました。おめでとうございます！（部長より）



厳しい社会情勢ですが新たな年度がスタートしました。青年部としてできることを常に念頭に置きながら有意義な年としたいです。

勇退される部員さんもいるので現在、部員増強に努めています！皆さんも一緒に地域で活動してみませんか！？本年度もみんなで力を合わせて頑張りましょう！